

平成 16 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 宅 正 明  
最高 経 営 責 任 者  
( コード番号 4 7 1 6 東証第一部 )  
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 野 坂 茂  
最高 財 務 責 任 者  
( T E L . 0 3 - 5 2 1 3 - 6 6 6 6 )

## ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成16年8月25日開催の定時株主総会で決議した、商法第280条ノ20ならびに商法第280条ノ21に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成16年9月28日開催の取締役会において、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 新株予約権の発行日  
平成 16 年 10 月 1 日
2. 発行する新株予約権の総数  
3,363 個（新株予約権 1 個につき当社普通株式 100 株）
3. 新株予約権の発行価格  
無償
4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数  
当社普通株式 336,300 株
5. 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額  
平成 16 年 10 月 1 日に以下の算式により決定する。  
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。  
払込価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月(平成 16 年 9 月)の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1 円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行する日の終値とする。
6. 新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額  
平成 16 年 10 月 1 日に決定する。
7. 新株予約権の権利行使期間  
平成 18 年 10 月 1 日から平成 26 年 8 月 25 日

8 . 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れない額

払込価額から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、払込価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

9 . 新株予約権の行使条件

(1)新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

(2)新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3)新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。

(4)その他、新株予約権割当契約書に記載の条件に従うものとする。

10 . 新株予約権の割当を受けるもの

当社取締役3名、従業員888名

(ご参考)

(1)定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成16年7月27日

(2)定時株主総会の決議日

平成16年8月25日

以 上